

平成30年度農業法人等経営基盤強化支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の中心となる経営体として農業法人等が法人化段階及び法人経営初期段階における課題の解決により、農業経営の企業化等、経営基盤の強化を行う活動を支援するために交付する農業法人等経営基盤強化支援事業助成金(以下「助成金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に所在する農業法人(ただし、農家3戸以上が構成員に含まれている法人)で、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に規定する農業経営改善計画等の認定を受けた者(以下「認定農業者法人」という。)
- (2) 認定農業者法人を設立しようとしている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 税理士、中小企業診断士等の専門家に相談する活動における報償費又は委託料及び費用弁償
- (2) 講演会、研修会等を開催する活動における講師報償費又は委託料及び費用弁償
- (3) 先進地視察を実施する活動における視察先への報償費及び資料代
- (4) 前3号に掲げる経費のほか、会長が必要と認めるもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、定額とし、1組織につき前条各号の合計で10万円を限度として予算の範囲内で会長が決定する。

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、助成金の交付の申請をしようとするときは、農業法人等経営基盤強化支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要とする書類

(助成金の交付)

第6条 会長は、前条の規定に基づく申請内容を審査し、その内容を適当と認めたときは、農業法人等経営基盤強化支援事業助成金交付決定通知書(様式第4号)を送付するとともに、交付対象者の請求に基づき、活動に要する経費分の助成金を交付するものとする。

(実績の報告)

第7条 活動を実施した交付対象者は、活動実施後30日以内に農業法人等経営基盤強化支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要とする書類

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る活動の成果が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該交付対象者に農業法人等経営基盤強化支援事業助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付の決定を受けた交付対象者又は助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金交付申請書その他の書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業実績の内容が不相当であるとき。
- (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿及び書類の整理保管)

第10条 助成金の交付の決定を受けた交付対象者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出の内容を証する書類を助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。